

法令適用事前確認手続（照会書）

令和6年7月16日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長 殿

照会者名 北陸グラスロン株式会社

代表取締役 高岡勝之

住所 石川県金沢市上安原南45番地

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1・法令名及び条項

当社が行う以下の事業は貨物自動車運送事業法第2条2項に規定する

「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2・自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は卸売業として建築資材（保温保冷用断熱材・空調資材・空調機器）を施工会社や現場まで顧客の要望した日時と場所へ納品することを生業としておりその過程の密接不可分な積み降ろしのサービスを自社便や運送業者へ委託し原則無料で行ってきましたが 委託運送費の上昇、燃料費の上昇人件費の上昇により今後、経費増となる事例については相当額を顧客に負担いただく予定です。

事例1 同一顧客からの同一現場に同日2回目以降となる配送

事例2 当社の営業日以外（休日）営業時間外（早朝、夜間）に従事する配送

事例3 当社発注の直送品（メーカーから現場）が荷受け先の事情で当社が一時預かり先となり

後日指定の日時で配送

事例4 少量（規定ロット以下等）の戸建て住宅現場への配送

3・当該法令の条項に関する照会者の見解及びその根拠

当社が扱う建築資材は多品種、多仕様で取り扱いには商品知識を要し4mの長尺物、1mx2mの大物910mmx22mx厚み25mmの反物など大量の物量が流通し水濡れ厳禁や精密部品や意匠上の取り扱い等高い配慮が求められ、用途に応じ架装した車両による当社の運搬は商品の販売と密接不可分な行為でありその課程に包摂されており、運送の対価としての営利を目的としたものではなく事例1～4における当社の経費増に対する対価の収受であり、営業時間内の施工会社、現場（1回目）への配送については原則無料としていることから貨物自動車運送事業法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しないということが当社の見解であります。

4・連絡先

照会者名 北陸グラスロン株式会社

代表取締役 高岡勝之

住所 石川県金沢市上安原南45番地

電話 076-249-9700

FAX 076-249-8549

E-MAIL takaoka@glaslon.co.jp